

新運総第50号
令和6年11月15日

公益社団法人 新潟県バス協会会長 殿

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長



令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠ですが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

国土交通省においては、本年1月に羽田空港のC滑走路上において航空機同士が衝突し、海上保安庁機の乗員6名のうち、5名が死亡した事故を受けて、同月に、まず直ちに取り組むことが出来る安全・安心対策として、「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を取りまとめるとともに、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置し、6月に安全・安心対策に係る中間取りまとめを公表し、これに基づいた取組を進めているところです。今後、運輸安全委員会による事故調査も踏まえながら、更なる安全・安心対策を推進し、航空の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

また、令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」について、実施可能なものから速やかに実行するとともに、その進捗についてフォローアップを実施しているところです。

このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところですが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施し、安全意識を向上させる必要があります。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増しております。我が国においては、令和7年に大阪・関西万博の開催等も見据え、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要があります。

さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が策定されています。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要



があります。

つきましては、当支局におきましても、令和6年度年末年始の輸送に関する安全総点検を下記のとおり実施することとしましたので、貴協会（組合）におかれましても本趣旨を了知され、傘下会員（組合員）に対し周知、指導方お願ひいたします。

また、傘下会員（組合員）の総点検実施結果を貴協会（組合）で取りまとめのうえ、報告をお願いいたします。

記

1. 安全総点検の実施期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）

2. 安全総点検の点検事項

別紙点検表の点検項目について点検するものとし、実施にあたっては以下について留意して下さい。

- (1) 総点検は、最高責任者を選任して事前に計画を定め、現場のみに任せることなく、幹部も参加して実施すること。
- (2) 重点点検事項とされた点検項目については、特に入念な点検を行うこと。

【重点点検事項】

- ① 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
 - ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
 - ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
 - ④ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況
- (3) 総点検において発見された不備事項については、厳正な態度で臨み、速やかに適切な措置を講ずること。

3. 総点検実施結果の報告

実施結果については、別紙「実施結果報告書」1部、事業者毎の「自主点検表」1部を令和7年1月17日（金）までに提出して下さい。

※新潟運輸支局ホームページにも提出様式をアップしております。

【点検表の提出先】

〒950-0961

新潟市中央区東出来島14-26

新潟運輸支局 総務企画部門（担当：神田）

TEL 025-285-3123

Mail : soutenken-niigata@ki.mlit.go.jp

令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施要領

北陸信越運輸局新潟運輸支局

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠ですが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

国土交通省においては、本年1月に羽田空港のC滑走路上において航空機同士が衝突し、海上保安庁機の乗員6名のうち、5名が死亡した事故を受けて、同月に、まず直ちに取り組むことが出来る安全・安心対策として、「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を取りまとめるとともに、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置し、6月に安全・安心対策に係る中間取りまとめを公表し、これに基づいた取組を進めているところです。今後、運輸安全委員会による事故調査も踏まえながら、更なる安全・安心対策を推進し、航空の安全・安心の確保に取り組みます。

また、令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」について、実施可能なものから速やかに実施するとともに、その進捗についてフォローアップを実施しているところです。

このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところですが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施し、安全意識を向上させる必要があります。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増しております。我が国においては、令和7年に大阪・関西万博の開催等も見据え、テロ対策の実施状況についても併せて点検を実施し万全を期する必要があります。

さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が策定されています。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要があります。

以上のことから、新潟運輸支局としまして、令和6年度年末年始の輸送に関する安全総点検を以下のとおり実施いたします。

1. 安全総点検の実施期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）

2. 安全総点検の点検事項

- ① 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

3. 点検の実施方法

点検の対象は、管内の全ての自動車運送事業者（バス、タクシー（個人タクシー、福祉限定事業者を含みます）、トラック）です。

各事業者は、事業毎の自主点検を行い、結果を新潟運輸支局に提出します。

新潟運輸支局は、発見された不備事項については厳正な態度で臨み、速やかに適切な措置を講ずるよう指示しています。

また、新潟運輸支局長が一部の事業者に立入検査を行い、安全総点検の実施状況を確認する予定としています。